



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

ICD-11の適用に伴う精神障害の認定基準の
対象疾病名に関する検討会

参考資料 1

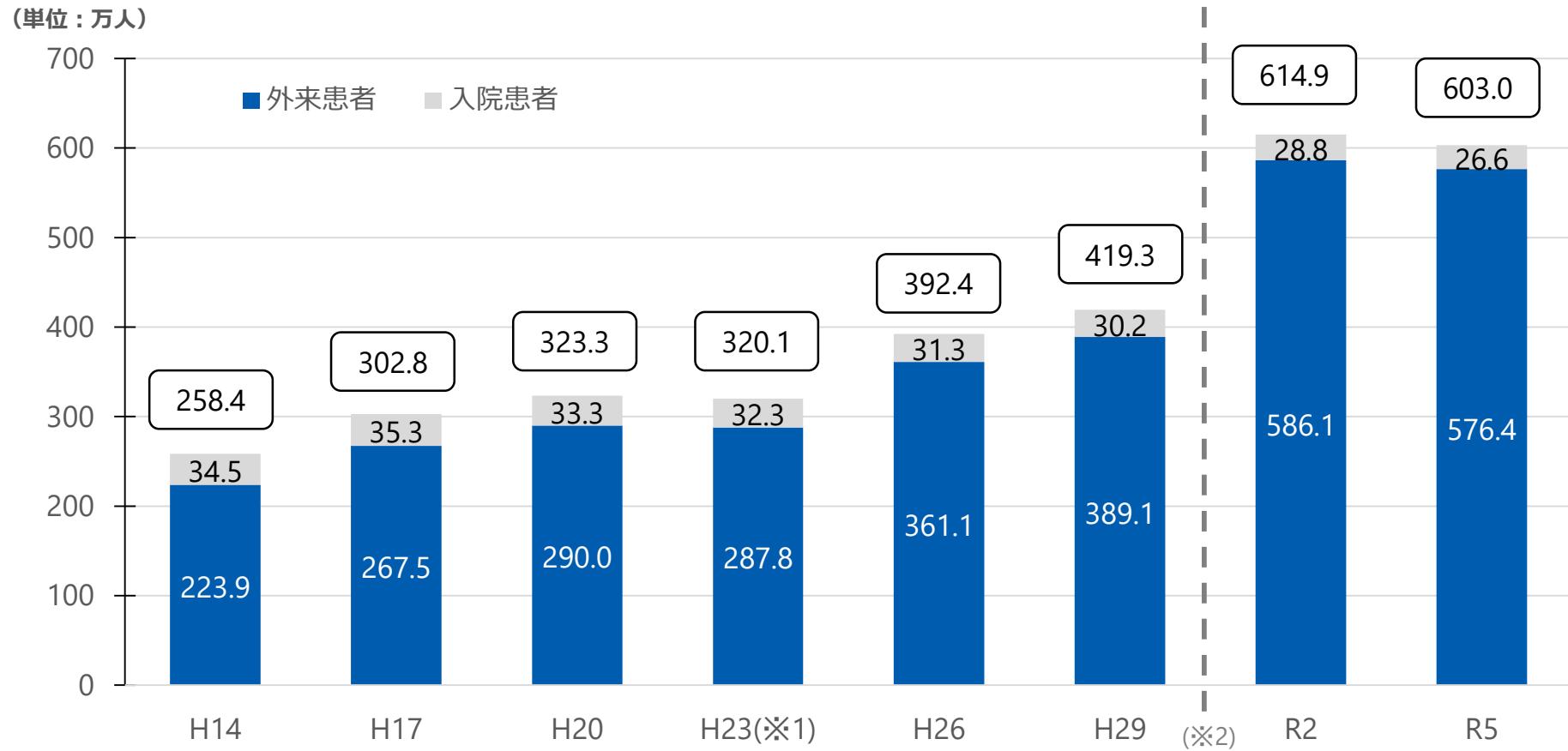
第1回（令和8年1月29日）

精神障害（精神疾患）を取り巻く状況について

厚生労働省 労働基準局
補償課 職業病認定対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

精神疾患有する総患者数の推移



(資料出所) 厚生労働省「患者調査」より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

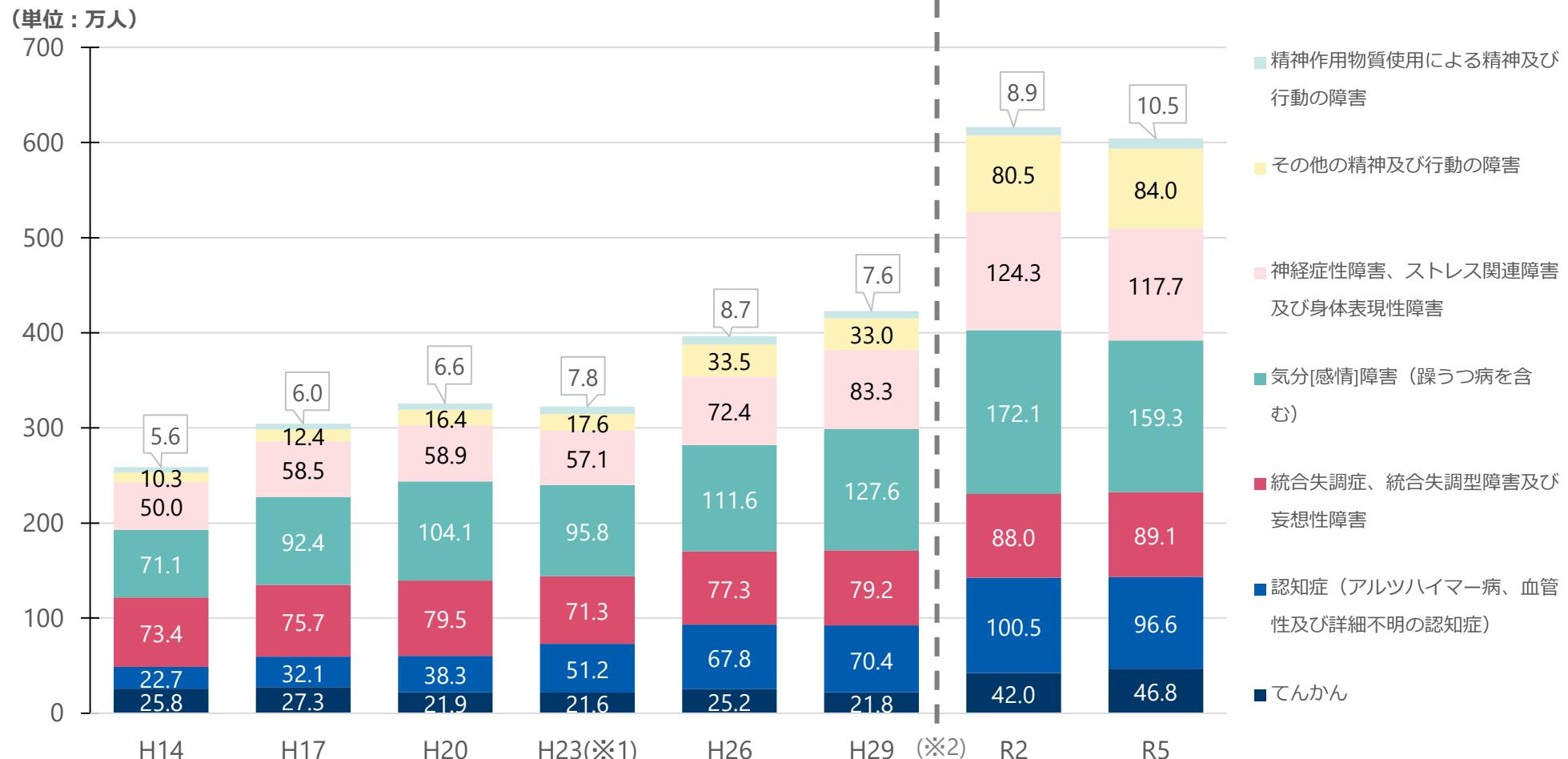
(※1) H23年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている。

(※2) R2年から総患者数の推計方法を変更している。具体的には、外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している(H29年までは31日以上を除外していたが、R2年からは99日以上を除外して算出)。

(※3) 上図の患者数は、ICD-10の「V 精神及び行動の障害」から知的障害（精神遅滞）を除いた数に、てんかんとアルツハイマー病の数を加えた患者数に対応している。

(出典：第4回「精神保健医療福祉の今後の施策推進に関する検討会」参考資料4)

精神疾患有する総患者数の推移（傷病分類別内訳）



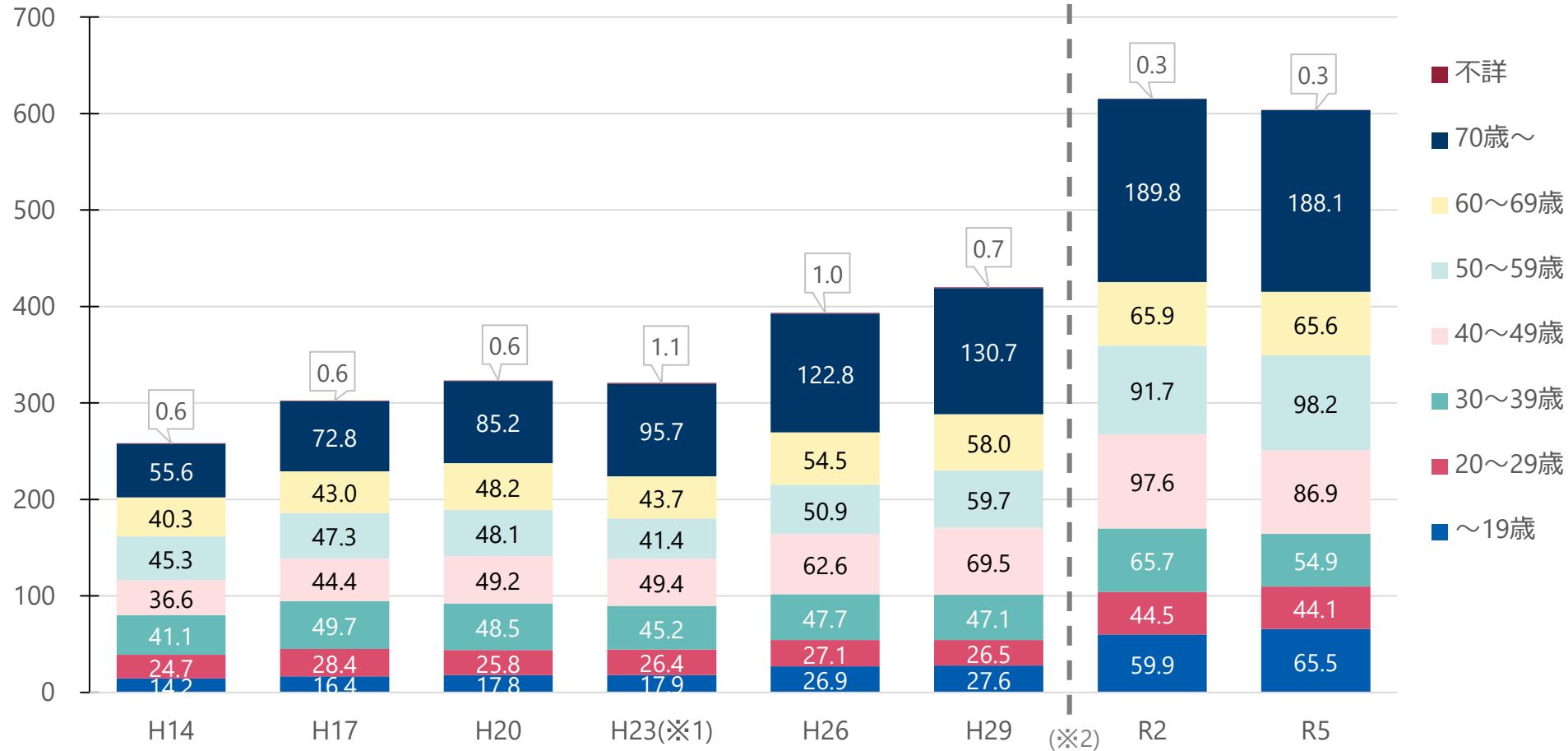
(資料出所) 厚生労働省「患者調査」より厚生労働省労働基準局で作成

(※1) H23年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている。

(※2) R2年から総患者数の推計方法を変更している。具体的には、外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している（H29年までは31日以上を除外していたが、R2年からは99日以上を除外して算出）。

精神疾患有する総患者数の推移（年齢階級別内訳）

(単位：万人)



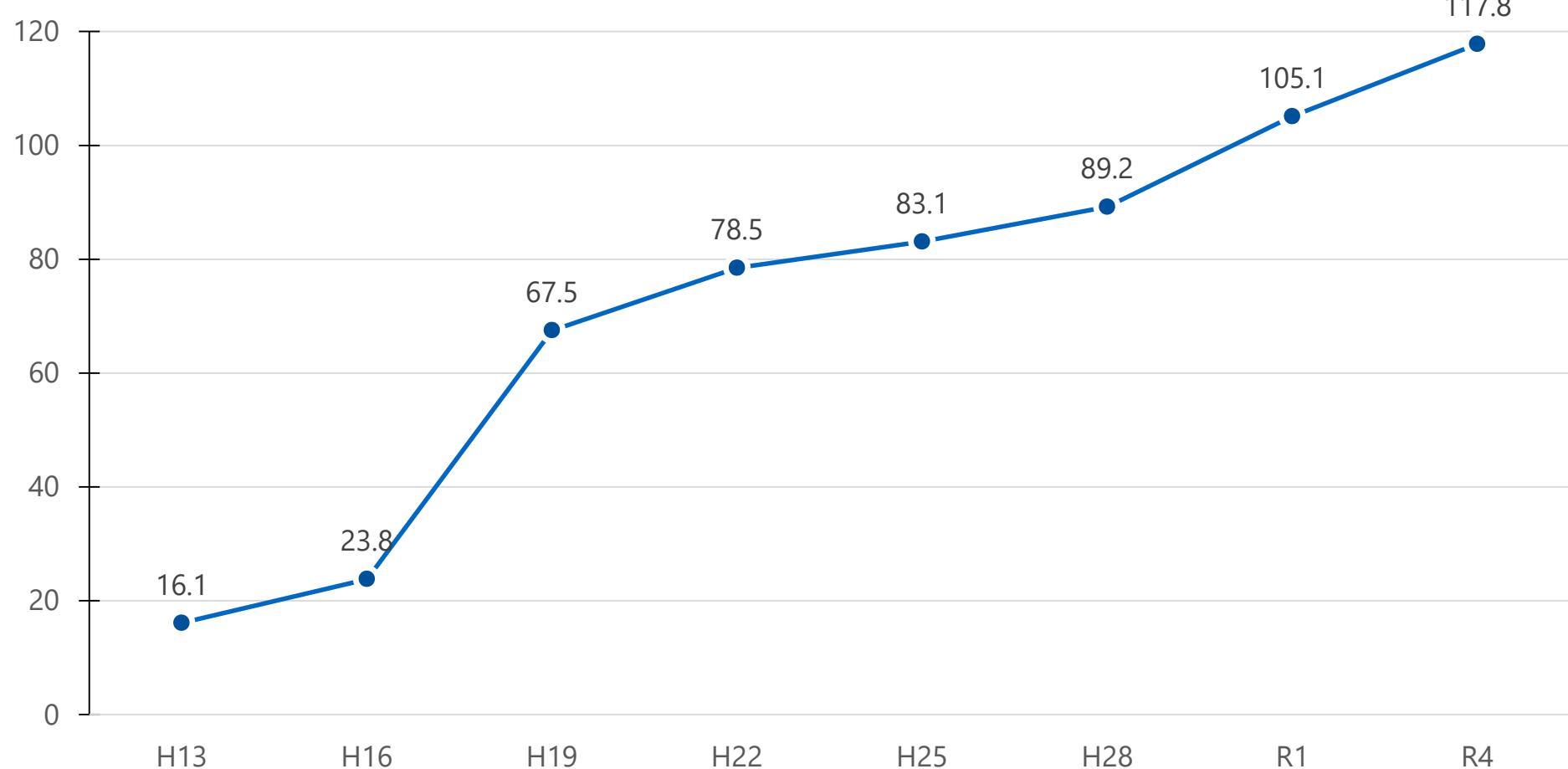
(資料出所) 厚生労働省「患者調査」より厚生労働省労働基準局で作成

(※1) H23年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている。

(※2) R2年から総患者数の推計方法を変更している。具体的には、外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している(H29年までは31日以上を除外していたが、R2年からは99日以上を除外して算出)。

「うつ病やその他のこころの病気」で通院している有職者数

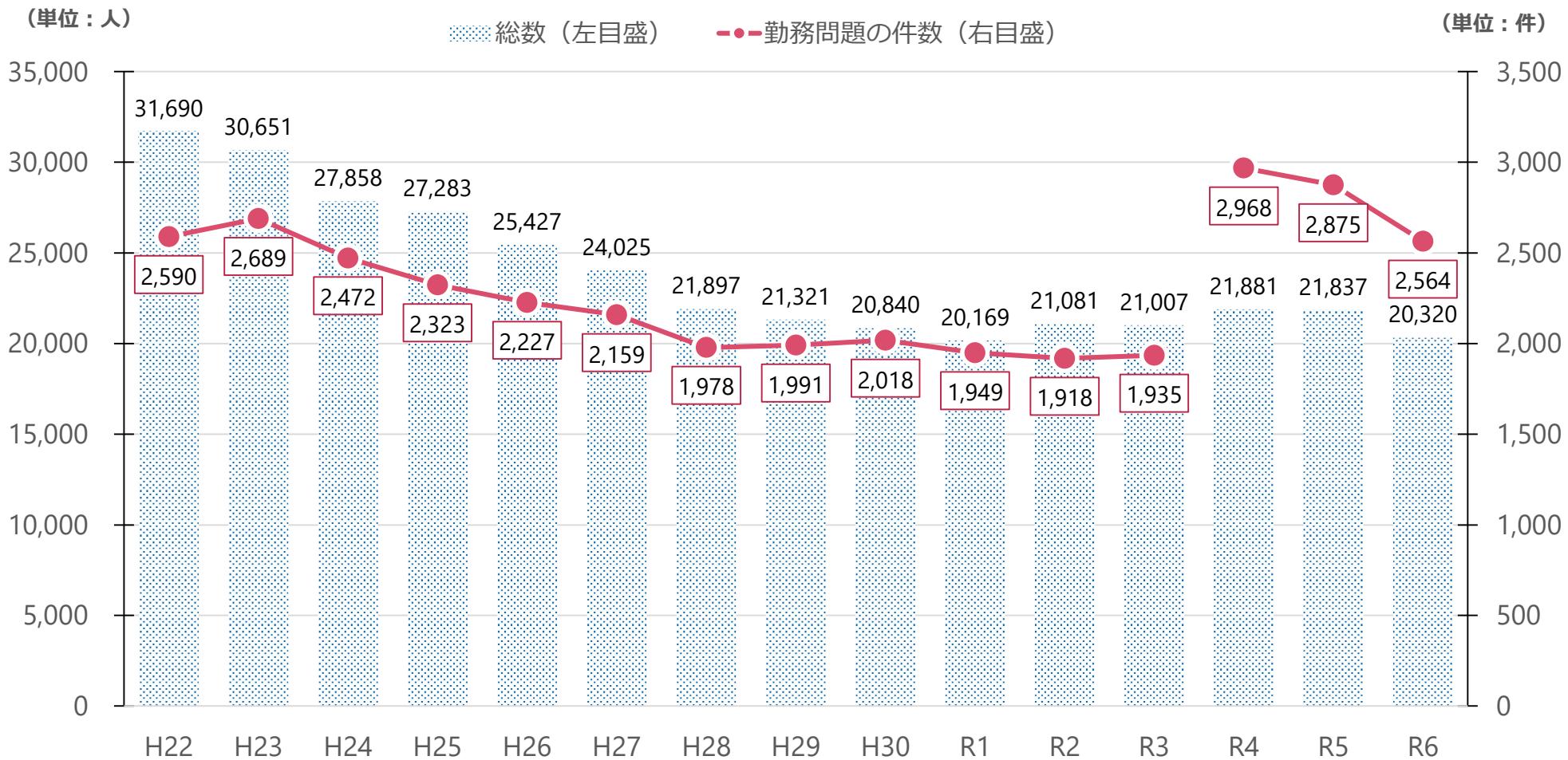
(単位:万人)



(資料出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」より厚生労働省労働基準局で作成

(※) 通院者には、入院者は含まない。

自殺者数及び自殺の原因・動機における「勤務問題」の件数の推移



(資料出所) 警察庁の自殺統計原票データに基づき厚生労働省で作成

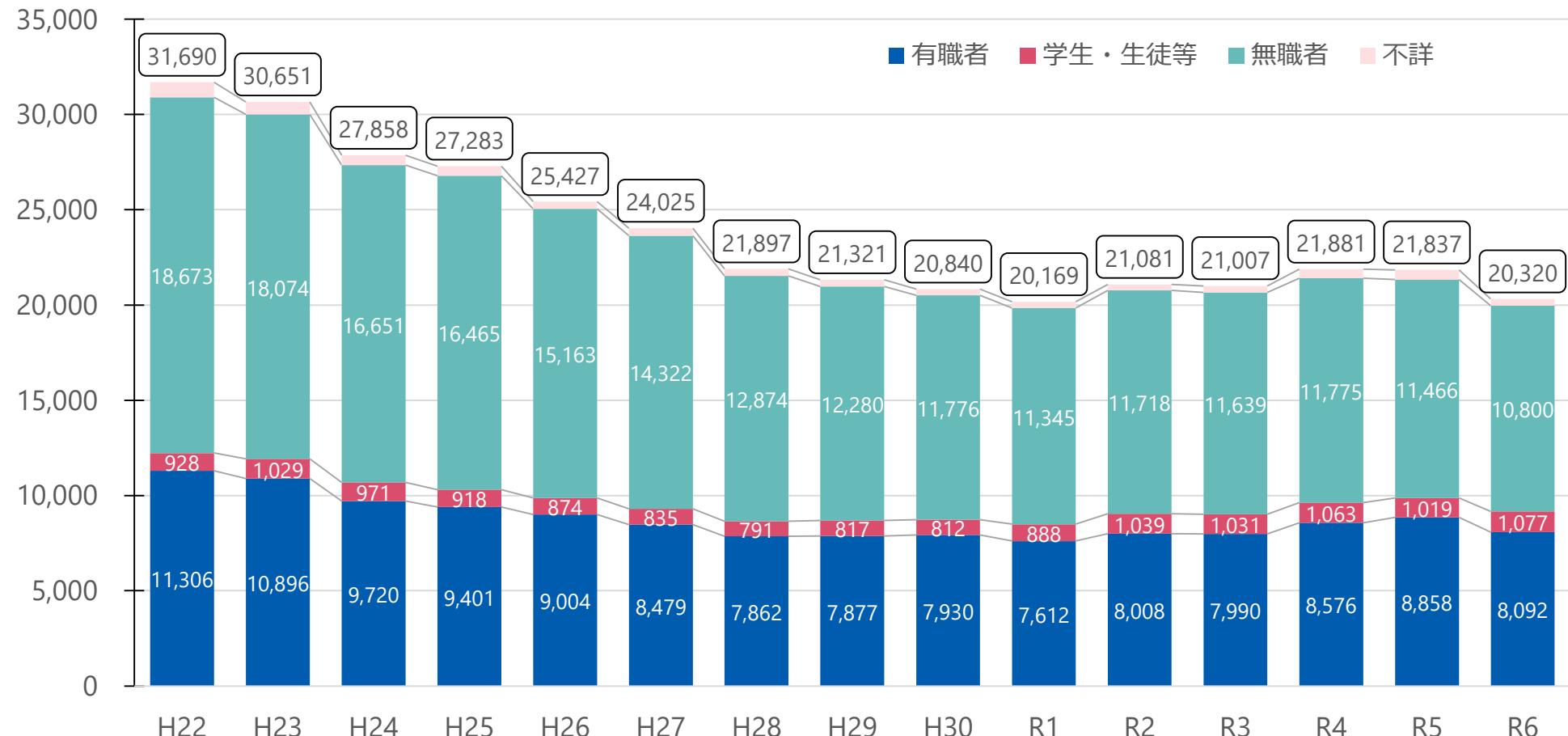
(注) 原因・動機の計上方法については下記のとおり変更されているため、原因・動機の件数について、各年の数値を単純に比較することはできない。

平成 22年～令和 3年…遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に限り、自殺者 1人につき最大 3つまで計上。

令和 4年以降…遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に加え、家族等の証言から考え得る場合も含め、自殺者 1人につき最大 4つまで計上。

職業別自殺者の年次推移

(単位：人)

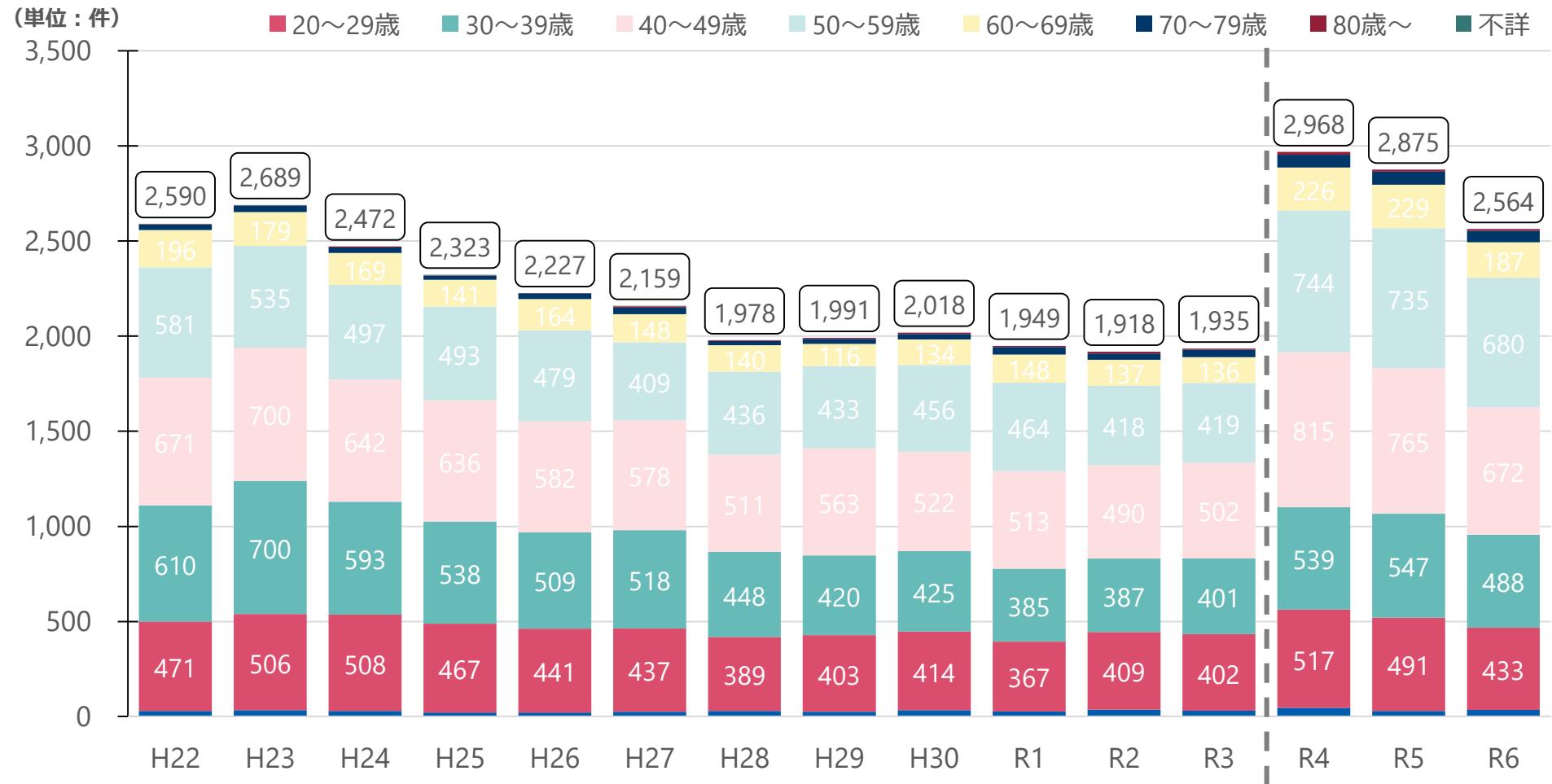


(資料出所) 警察庁の自殺統計原票データに基づき厚生労働省で作成

(注) 無職者には、主婦・主夫、失業者、年金受給者、その他の無職者等が含まれる。

(出典：過労死等防止対策白書)

自殺の原因・動機における「勤務問題」の件数の推移（年齢階級別内訳）



(資料出所) 警察庁の自殺統計原票データに基づき厚生労働省で作成

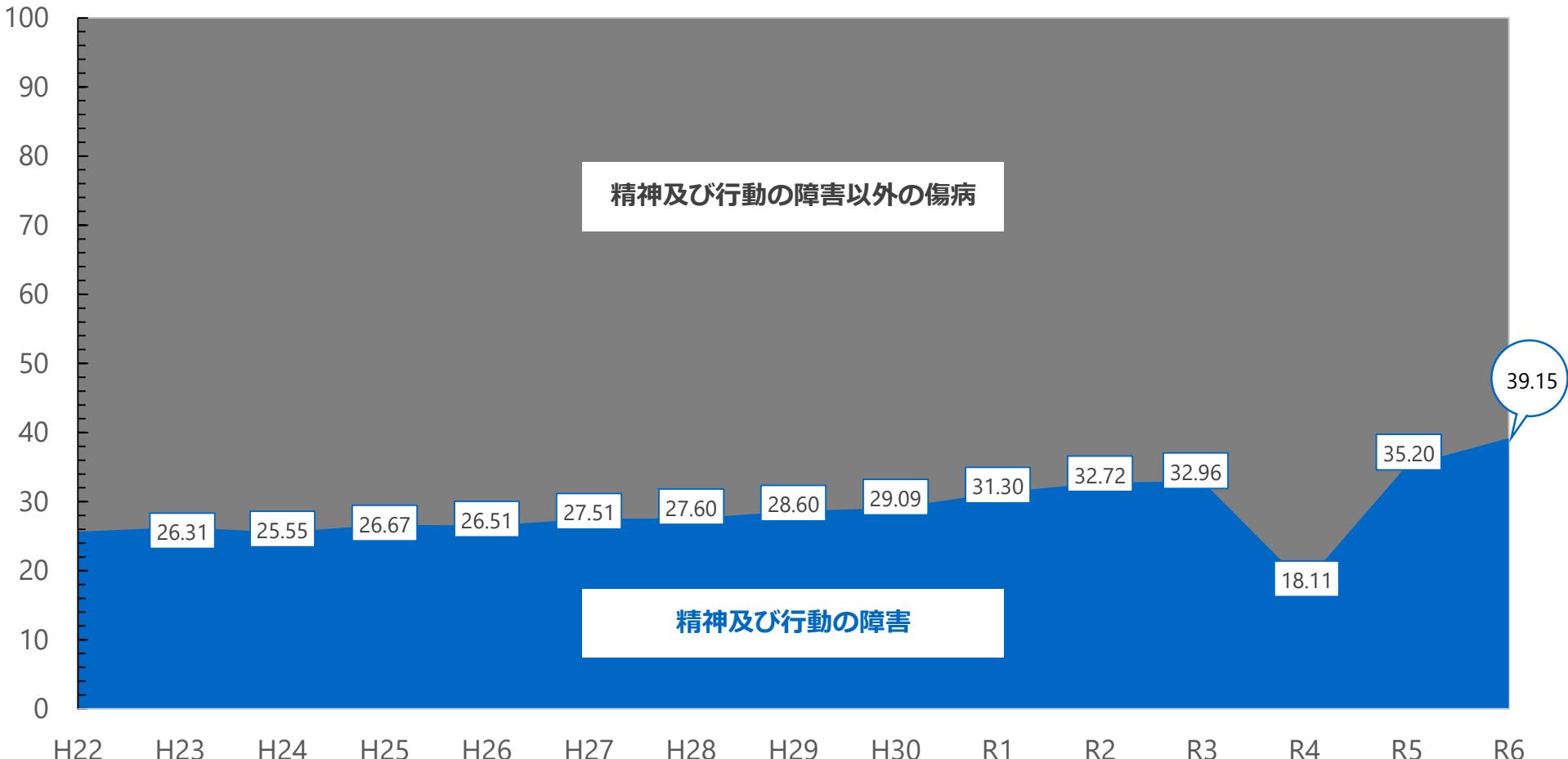
(注) 原因・動機の計上方法については下記のとおり変更されているため、原因・動機の件数について、各年の数値を単純に比較することはできない。

平成 22年～令和 3年…遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に限り、自殺者 1人につき最大 3つまで計上。

令和 4年以降…遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に加え、家族等の証言から考え得る場合も含め、自殺者 1人につき最大 4つまで計上。

傷病手当金に占める「精神及び行動の障害」の割合

(単位 : %)



(資料出所) 全国健康保険協会「現金給付受給者状況調査報告」より厚生労働省労働基準局で作成